

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年12月20日

契約担当役 関西労災病院長 林 紀夫

◎調達機関番号 621 ◎所在地番号 28

1 調達内容

- (1) 調達件名 リネン交換（ベッドメイキング等）業務
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日
- (4) 履行場所 関西労災病院
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格（仕様書、契約書（案）の配付条件）

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 契約の履行にあたり品質、数量について不正行為をした者、公正な競争を妨げた者、公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者等でその事実があった後2年を経過しない者は入札に参加することができない。
- (4) 業務不履行、契約違反等を理由に業務委託に係る契約を解除されたことがある者で、その事実があった後5年を経過しない者は入札に参加することができない。（誓約書【任意の書式】の提出を要する。）
- (5) 平成28・29・30年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において資格の種類「役務の提供等」、営業品目「その他」において、A、B、C又はDの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。（【厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）認定通知書（写）】の提出を要する。）
- (6) 当院が必要とする資格要件認定のための書類（ア）～（エ）を全て提出し、資格要件有りとして認定された者。
 - （ア）リネン交換（ベッドメイキング等）業務履行証明書（別紙様式）
500床以上の総合病院での全部請負契約、履行実績が27年度を含む3年以上に渡って存在し、履行状況が極めて良好であると、当該医療機関の担当者によって証明された者。
 - ※リネン交換（ベッドメイキング等）業務履行証明書を記入した医療機関の担当者が当該証明書を記入していなかったこと、また、書類審査が有利になるような記載を医療機関の担当者に要請したこと等が明らかになった場合には、理由の如何に関わらず当該証明書は無効なものとする。
 - （イ）上記アにおいて、リネン交換（ベッドメイキング等）業務に係る元請けとしての実績を証明する契約書（写）（3年分以上が必要。）
 - （ウ）損害賠償保険証書（写）
現在有効のもので、当該業務の履行にあたり、故意・過失により、第三者・当院職員等に損害を与えた場合、以下を補償できるものでなければならない。
1 事故につき 人身 100,000 千円以上／その他 100,000 千円以上
- (7) その他別紙入札説明書及び仕様書に記載されている要綱に該当する資格を有する者。

3 入札説明書の配布期間及び配付場所

- (1) 配付期間
公告日から平成30年1月23日（火）までの午前8時15分から午後5時まで（午前12時から午後1時までを除く。）とする。ただし、「行政機関の休日に関する法律」に定める日を除く。
- (2) 配付場所
関西労災病院管理棟4階会計課

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69 関西労災病院会計課契約係 電話 06-6416-1221

(2) 入札の日時及び場所

平成30年2月2日（金） 11：15 管理棟会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札。

(4) 契約書作成の要否 要。

(5) 落札者の決定方法 本公告に示した物品を納入できると契約担当役が判断した入札者であって、労働者健康安全機構会計細則第42条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無 無。

(7) 本契約後、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあることが判明した場合、契約を解除できるものとする。

(8) その他 詳細は入札説明書による。